# 就 学 援 助 に つ い て

伊丹市では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒へ、必要な援助を行っております。

#### I 援助を受けられる方

- (1) 令和6年度に、①~⑧のいずれかに該当し、経済的理由により就学困難な方。
  - ① 生活保護を受けている。
  - ② 生活保護が停止又は廃止になった。
  - ③ 世帯全員が市民税の非課税又は減免の扱いを受けている。(地方税法第295条第1項・第3項・第323条)
  - ④ 世帯全員が国民年金保険料の全額免除を受けている。(ただし特例免除や産前産後期間の免除は除きます。)
  - ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている。(児童手当や特別児童扶養手当とは異なります。)
  - ⑥ 生活福祉資金の貸付を受けている。(ただし措置期間及び償還期間は除きます。)
  - ⑦ 雇用保険法に定める日雇労働被保険者である。
  - ⑧ 2023年1月から12月までの世帯全員の総所得の合計額が次の認定基準額以下の方。

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上 1人増す 毎に加算
総所得の 合計(円)	2, 231, 000	2, 481, 000	2, 843, 000	3, 041, 000	3, 422, 000	3, 924, 000	4, 280, 000	356, 000

<sup>※</sup>源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を確認してください。※無収入の方は市民税課で無収入であることを申告してください。

## Ⅱ 援助申請の手続き(※毎年度手続きが必要です) 就学援助認定後も学校の徴収金の引落しは継続されます

- ① 援助の希望者は、裏面下部の申請用紙請求書を切り取り、学校に提出し申請書を受け取ってください。
- ② 申請書をご記入後、必要な証明書類を添えて、5月8日(水)(必着)までに学校に提出してください。

### Ⅲ 援助の種類

費目	小学校	中学校	
学用口弗洛学用口弗 <i>(</i> 注4)	1年生 11,630円	1年生 22,730円	
学用品費通学用品費(注1)	2~6年生 13,900円	2~3年生 25,000円	
新入学児童生徒学用品費(注2)	1年生 54,060円	1年生 63,000円	
修学旅行費	6年生 実費(上限あり)	3年生 実費(上限あり)	
校外活動費	実費(上限あり)	実費(上限あり)	
学校給食費	実費	実費	
情操教育費	各学年 1,150円以内	各学年 800円以内	
卒業アルバム代	6年生 11,000円以内	3年生 8,800円以内	
通学費(注3)	実費	実費	
医療費(注4)	実費	実費	
入学準備金(注5)	J	小学6年生 63,000円	
オンライン学習通信費(注6)	1年/転入生 14,000円 (年額)	転入生 14,000円 (年額)	

※生活保護法による教育扶助を受けている方は、修学旅行費、情操教育費、卒業アルバム代、医療費のみ支給対象となります。

(注1) 認定期間により支給額が異なります。(注2)4月1日認定の1年生で前年度に入学準備金の支給を受けていない児童生徒が対象です。また、新入学児童生徒学用品費のみ前年度と現年度のそれぞれについて認定の可否を決定します。(注3)特別支援学級在籍の児童生徒が対象です。(注4)学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病に限定されますので(詳細はホームページを参照してください)、申請を希望される方のみ学事課までお問合せください。

(注5)12月までに就学援助の準要保護認定を受けている方(認定理由が①以外)を対象に支給します。新入学児童生徒学用品費と重複して支給しません。

(注6)新小1及び転入生で、オンライン家庭学習のため、今年1月以降に通信環境を新たに整備又は契約内容の変更により通信費が増加した場合にのみ、契約 月又は契約変更月より、年額の範囲内で世帯を対象に支給します。(詳細は新小1及び転入生に配布する案内チラシをご確認いただくか、学事課までお問合せく ださい。)

<sup>※</sup>所得がマイナスとなる場合、ゼロとして審査します。※給与所得・公的年金等所得のいずれかがある方は、総所得から10万円を控除して審査します。

<sup>※</sup>東日本大震災、能登半島地震による生活困難者については特別事情による申請となりますので、学校へお問合せください。

### Ⅳ 就学援助申請書に添付する証明書類

	申請理由	必要な証明書類
1	生活保護受給又は廃止・停止になった。	添付書類は不要です。ただし、他市等からの転入時などは証明書類が必要な場合があります。
3	世帯全員について市民税が非課税又は減免された。(扶養控除や雑損控除等により所得割非課税となる場合は該当しません。)	必要な添付書類は、申請理由8「世帯全員の合計所得が認定基準額以下である。」をご確認ください。
4	世帯全員が国民年金保険料の全額免除を受けている。(前年度所得判定によらない免除 (特例免除や産前産後期間免除)は除きます。)	年金事務所発行の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(写) 又は、国保年金課より発行する確認書 ※市教委で調査の上、前年度所得判定によらない免除(特例免除・産 前産後免除等)の場合、就学援助は対象外となります。
5	児童扶養手当の支給を受けている。 (児童手当や特別児童扶養手当は対象外です。)	令和5年度又は令和6年度の児童扶養手当証書(写)  ※内容・有効期限が分かるようにコピーしてください。  ※証書を紛失している場合は、申請理由8で審査しますので提出不要 です。所得審査後、否認定となった場合にのみ提出してください。
6	生活福祉資金の貸付を受けている。(措置期間及び償還期間は除きます。)	貸付決定通知書(写) ※令和6年4月以降に貸付金の振込があった場合にのみ対象。
7	日雇労働被保険者である。	日雇労働被保険者手帳(写)
8	世帯全員の合計所得が認定基準額以下である。 ※税の申告が必要です。(無収入の場合も必 ず申告してください。)	伊丹市で所得を申告済みの場合、申請書の課税台帳閲覧の同意欄の「はい」にチェックいただくと添付書類は不要です。 ※「いいえ」にチェックした場合は、課税証明書が必要です。 ※令和6年1月1日現在、他市に居住していた場合、課税されている住所地で <u>令和6年度</u> 課税証明書等の提出が必要です。(令和6年度課税証明書の取得可能時期は概ね6月以降となります。詳細は各自治体ホームページ等でご確認ください。なお、課税証明取得に伴い、就学援助申請書の提出が遅れる場合は学校へご相談ください。)

※申請理由「8」以外で申請した場合でも、課税台帳閲覧の同意欄の「はい」にチェックしていれば、申請理由8の「所得が認定基準以下である」を優先して審査します。(申請理由「8」以外で添付書類不備の場合も含む。)

【お問合せ先】伊丹市教育委員会事務局 学校教育課(電話:072-784-8086)

----- キリトリ線 -----

<申請用紙請求書> 下記児童生徒の就学援助を希望しますので、申請用紙を請求します。

No.

学校名	伊丹市立		学校	保護者氏名	
	年	組		児童生徒氏名	
	年	組		児童生徒氏名	
	年	組		児童生徒氏名	

※小・中学校それぞれの在籍校で申請が必要です(きょうだいで小・中学校が分かれる場合、別々に手続きが必要です。)

※やむをえず期限以降に提出の場合も、令和7年2月末まで申請可能です。

※新小学校1年生で、新入学児童生徒学用品費を入学前に申請された方は、世帯構成等に変更がなければ、再度、申請書を提出していただく必要はありませんが、医療券の申請書が必要な場合は、在籍校へお申し出ください。